

工 事 成 績 採 点 表 (建築等)

令和 年 月 日作成
課名

工事番号		工事名					契約金額(最終)							円																				
受注者名		工 期		令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	完成年月日		令和	年	月	日																
考 査 項 目		主 任 監 督 員					総 括 監 督 員							検 査 員																				
		氏名					氏名					氏名																						
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e														
1. 施工体制	I 施工体制一般	1.0	0.5	0	△5.0	△10.0																												
	II 配置技術者	3.0	1.5	0	△5.0	△10.0																												
2. 施工状況	I 施工管理	4.0	2.0	0	△5.0	△10.0								5.0		2.5		0	△ 7.5	△15.0														
	II 工程管理	4.0	2.0	0	△5.0	△10.0	2.0		1.0		0	△7.5	△15.0																					
	III 安全対策	5.0	2.5	0	△5.0	△10.0	3.0		1.5		0	△7.5	△15.0																					
	IV 対外関係	2.0	1.0	0	△2.5	△ 5.0																												
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	4.0	2.0	0	△2.5	△ 5.0								10.0	7.5	5.0	2.5	0	△10.0	△20.0														
	II 品質	5.0	2.5	0	△2.5	△ 5.0								15.0	12.0	7.5	4.0	0	△12.5	△25.0														
	III 出来ばえ													5.0		2.5		0	△ 5.0															
4. 工事特性	I 施工条件等への対応 ※2						(20 ～ 0)																											
5. 創意工夫	I 創意工夫 ※3	(7 ～ 0)																																
6 社会性等	I 地域への貢献等 ※4						10.0	7.5	5.0	2.5	0																							
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		±					±							±																				
評定点(65±加減点合計) ※1		①					②							③																				
評定点計		点 (①					点×0.4+②							点×0.2+③							点×0.4=							点)						
7. 法令遵守等 ※7							△							点																				
8. 総合評価技術提案 総合評価履行確認 ※8							履行 不履行 対象外 △							点																				
評定点合計 ※9		点 (評定点計					点 - 法令遵守等							点 - 総合評価技術提案							点) =													
所 見 ※5		(主任監督員)					(総括監督員)							(検査員)																				

※1 1～3の評定(±加減点合計) + 4, 5, 6の評定(加減点合計) +65点 = 評定点(65±加減点合計)
評定点計は、四捨五入により少数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価にあたっては、主任監督員から報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では、地域への貢献の観点から加減点評価のみとする。

※5 所見は、特筆すべきことがあった場合に記載する。

※6 各審査項目ごとの採点は、検査員に先立ち、主任監督員、総括監督員が記入する。

※7 法令遵守等の評価は、減点評価のみとし、総括監督員が行う。

※8 総合評価技術提案は、総合評価方式の契約義務の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

※9 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

工 事 成 績 採 点 表（建築等）（中間・完成）

令和
令和
課名

年
年

月
月

日作成
日作成

工事番号		工事名					契約金額(最終)								円												
受注者名		工 期		令和	年	月	日	～		令和	年	月	日	完成年月日				令和	年	月	日						
考 査 項 目		主 任 監 督 員					総 括 監 督 員							検 査 員（中間）						検 査 員（完成）							
		氏名	㊞				氏名	㊞						氏名	㊞				氏名	㊞							
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I 施工体制一般	1.0	0.5	0	△5.0	△10.0																					
	II 配置技術者	3.0	1.5	0	△5.0	△10.0																					
2. 施工状況	I 施工管理	4.0	2.0	0	△5.0	△10.0								5.0		2.5		0	△ 7.5	△15.0	5.0		2.5		0	△ 7.5	△15.0
	II 工程管理	4.0	2.0	0	△5.0	△10.0	2.0		1.0		0	△7.5	△15.0														
	III安全対策	5.0	2.5	0	△5.0	△10.0	3.0		1.5		0	△7.5	△15.0														
	IV対外関係	2.0	1.0	0	△2.5	△ 5.0																					
3. 出来形及び出来ばえ	I 出来形	4.0	2.0	0	△2.5	△ 5.0								10.0	7.5	5.0	2.5	0	△10.0	△20.0	10.0	7.5	5.0	2.5	0	△10.0	△20.0
	II 品質	5.0	2.5	0	△2.5	△ 5.0								15.0	12.0	7.5	4.0	0	△12.5	△25.0	15.0	12.0	7.5	4.0	0	△12.5	△25.0
	III出来ばえ													5.0		2.5		0	△ 5.0		5.0		2.5		0	△ 5.0	
4. 工事特性	I 施工条件等への対応 ※2						(20 ～ 0)																				
5. 創意工夫	I 創意工夫 ※3	(7 ～ 0)																									
6 社会性等	I 地域への貢献等 ※4						10.0	7.5	5.0	2.5	0																
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		士					士							士						士							
評定点(65±加減点合計) ※1		①					②							③						④							
評定点計		点 (①					点×0.4+②							点×0.2+④						点×0.2+④ 点) ※10							
7. 法令遵守等 ※7							△																				
8. 総合評価技術提案 総合評価履行確認 ※8							履行 不履行 対象外							△						点							
評定点合計 ※9		点 (評定点計					点 — 法令遵守等							点 — 総合評価技術提案						点) =							
所 見 ※5		(主任監督員)					(総括監督員)							(検査員)						(検査員)							

※1 1～3の評定(±加減点合計) + 4, 5, 6の評定(加点合計) +65点 = 評定点(65±加減点合計)
評定点計は、四捨五入により少数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価にあたっては、主任監督員から報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では、地域への貢献の観点から加点评価のみとする。

※5 所見は、特筆すべきことがあった場合に記載する。

※6 各考查項目ごとの採点は、検査員に先立ち、主任監督員、総括監督員が記入する。

※7 法令遵守等の評価は、減点評価のみとし、総括監督員が行う。

※8 総合評価技術提案は、総合評価方式の契約義務の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

※9 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※10 中間検査と完了検査の平均評価が適切でない項目については完了検査時に中間検査範囲を含めて評定し、完了検査時の評点を採用してよい。